## こうほう 平成29年(2017年) 2月15日号 NO.62

#### 水道使用料改定臨時号

# 佐倉市の日本道

#### 佐倉市 上下水道部

発 行

住 所 佐倉市海隣寺町97番地

# 平成29年7月1日より下水道使用料を改定します

下水道事業は、人口減少に伴う収入の減少や下水道施設の老朽化・耐震化対策といった様々な経営課題をかかえています。

このたび、これらの課題に対応し、下水道事業に係わる経営の健全化を図るとともに、持続可能な下水道事業を構築するため、下水道使用料(以下「使用料」といいます。)を33.1%改定させていただきます。 使用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、なにとぞ、ご理解をお願いいたします。 なお、今回は水道料金の値上げはありません。



#### 具体的な改定の内容

①平成29年7月1日から一律33.1%引き上げます。

【使用料】(1カ月あたり:消費税抜き)

汚水量	現行使用料	改定後	増加額	
0m <sup>3</sup> ∼10m <sup>3</sup>	840円	1,118円	278円	
11m <sup>3</sup> ∼20m³	85円	113円	28円	
21m <sup>2</sup> ~30m <sup>3</sup>	105円	139円	34円	
31m <sup>3</sup> ∼50m <sup>3</sup>	135円 179円		44円	
51m <sup>2</sup> ~100m <sup>3</sup>	160円	212円	52円	
101㎡~500㎡	175円	232円	57円	
501㎡∼	185円	246円	61円	
	0m <sup>2</sup> ~10m <sup>3</sup> 11m <sup>2</sup> ~20m <sup>3</sup> 21m <sup>2</sup> ~30m <sup>3</sup> 31m <sup>2</sup> ~50m <sup>3</sup> 51m <sup>2</sup> ~100m <sup>3</sup> 101m <sup>2</sup> ~500m <sup>3</sup>	0㎡~10㎡     840円       11㎡~20㎡     85円       21㎡~30㎡     105円       31㎡~50㎡     135円       51㎡~100㎡     160円       101㎡~500㎡     175円	0㎡~10㎡     840円     1,118円       11㎡~20㎡     85円     113円       21㎡~30㎡     105円     139円       31㎡~50㎡     135円     179円       51㎡~100㎡     160円     212円       101㎡~500㎡     175円     232円	

詳細な改定理由については、 2面をご覧ください



※計算式の変更はありません。 ※基本使用料は水を流さなくてもかかる料金です。

※ご使用期間が7月1日をまたぐ場合には、新旧使用料の日割り計算を適用します。(日割り計算についての詳細は4面をご覧ください。)

②現行使用料からの増加額(2カ月あたりの税込額)は、標準的な2人世帯のご使用(40㎡)で1,205円、標準的な4人世帯のご使用(60㎡)で1,940円の値上げとなります。

【新旧比較表】(2カ月あたり:消費税8%込み)

汚水量	現行使用料	改定後	増加額	
20m³	1,814円	2,414円	600円	
40m³	3,650円	4,855円	1,205円	
60m <sup>3</sup>	5,918円	7,858円	1,940円	
80m³	8,834円	11,724円	2,890円	
100m³	11,750円	15,590円	3,840円	
200m³	29,030円	38,486円	9,456円	
1,000m <sup>3</sup>	180,230円	238,934円	58,704円	



及对印记对宋工事以内

#### 【使用料計算例】 汚水量が2カ月で40㎡の場合

(汚水料20m<sup>2</sup>を含む基本使用料2,236円 + 超過使用料113円 × 20m<sup>2</sup>) × 1.08 = 下水道使用料4,855円(円未満切捨て)

※表示している汚水量の場合の新使用料を試算したものです。 ※上下水道をご使用の方は、実際にお支払いいただく際に水道料金が合算されます。

#### 経営改善への取り組み

佐倉市の下水道事業は、持続可能な下水道事業を構築するため、平成26年度から公営企業会計に移行しました。 これは、県内では3番目の公営企業への移行であり、全国でも約20%しか公営企業会計へ移行していないという点では、先進的な取り組みであると考えています。

また、水道部と下水道課の組織統合により人員削減に努め、また、汚水適正処理構想を見直し、整備区域を縮小することにより、拡張整備費用について削減を図っています。

#### 改定の主な理由

#### ①下水道施設の老朽化と耐震化の推進

市の下水道事業は、昭和42年の供用開始以来、およそ50年が経過しています。

下水道管の耐用年数は50年とされており、今後は、施設の更新需要が確実に増加するとともに、地震災害等に備えた耐震化も進めていく必要があります。

これらの対策としては、平成31年度までに約36億円、平成42年度までに約134億円の費用を想定しておりますが、現在の使用料では、この費用が捻出できない状況です。



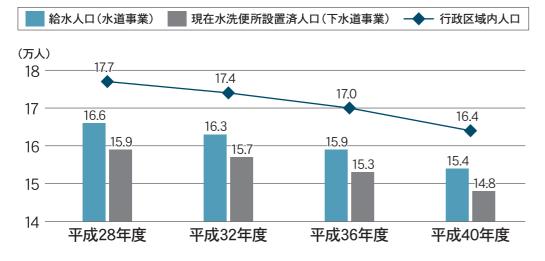
老朽化した汚水管の破損による陥没事故

#### 年度末現預金残高の推移(現行使用料を維持した場合) 単位:億円 Δ:マイナス額

年 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		36年度	 40年度	42年度
現預金残高	3.9	0.1	△5.9	△10.1	△14.1	•••••	△40.1	 △55.5	△61.8

#### ②人口と水需要の減少

#### 将来推計人口の推移



佐倉市の人口は、減少傾向が続き、それに伴い下水道使用料も減少傾向が続くものと推測されます。

当市は、人口維持に努める各種施策に取り組んでいきますが、より厳しい状況を想定すれば、人口減少による事業経営への影響は、必至の状態です。



#### ③厳しい財政事情

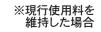
下水道事業の財政は、平成28年度予算から当年度純利益が赤字に転じ、現行下水道使用料を維持した場合、以降は赤字が続くことが見込まれています。

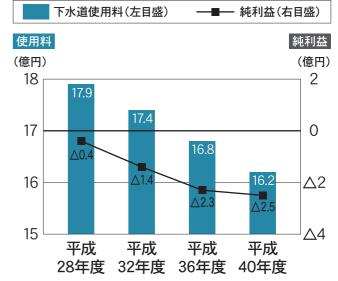
また、平成27年度決算では、売値となる使用料単価が108.56円、原価となる処理原価が133.97円であり原価が売値を上回るいわゆる逆ザヤ状態となっています。

#### 【売値と原価の関係】

●使用料単価(売値: 1㎡あたりの使用料単価) 108.56円 ●処理原価 (原価: 1㎡あたりの処理原価) 133.97円

#### 下水道使用料と純利益の推移





#### 使用料改定にかかるその他の変更事項について

#### ●□座振替について、毎月振替を実施する予定です

上下水道料金は、現在2カ月に1度の検針により、2カ月分をまとめてお支払いいただいていますが、「支払い時の負担感を 軽減してほしい」とのお客様のご要望に基づき、**口座振替のお客様を対象に、毎月振替を実施する予定です**。

これにより、一回のお支払い額が半減されるほか、電気・ガスなど他の公共料金との比較が容易になるなど、お客様サービス

#### の向上が図れるものと考えています。

現在、具体的な手続き方法や実施時期などについて検討していますので、決定し次第、改めて上下水道部のホームページや「こうほう佐倉市の上下水道」等でお知らせします。

※口座振替のお願い…ますます便利になる口座振替をご利用いただきますようお願いします。



#### これまでの経緯

平成27年6月~平成28年2月	「佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等のあり方に関する懇話会」**1にて検討・上下水道の課題や将来予測、それに基づく料金の在り方について、具体的なデータにより検討・補助金がつくか否かなどの条件から5つの改定率パターンを検討
平成28年2月22日	佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方に関する提言 ・水道料金は据え置き ・下水道は早急な経営改善が必要であり、下水道使用料は33.4%の改定やむなし (最新の決算数値などから改定率33.1%を市の基本方針と決定)
平成28年7月9、18日	下水道使用料改定に係わる市民説明会開催
平成28年10月9、15日	地区懇談会において下水道使用料改定について説明(3地区)
平成28年11月7日~13日	佐倉市広報番組「チャンネルさくら」で「佐倉市の下水道~次の世代のために」を放送
平成28年12月19日	平成28年11月佐倉市議会定例会において「佐倉市下水道条例の一部を改正する条例」が可決
平成29年7月1日	新下水道使用料施行

※1 学識経験者、公募市民からなる懇話会で、全8回の会議を開催し、様々な議題について検討しました。 懇話会での詳細な資料や議事録は上下水道部ホームページで公開中です。

この懇話会とは別に、当市監査委員からは、平成26年度佐倉市公営企業会計決算審査において、適正な受益者負担の在り方を早急に進め、負担の先送りのないよう万全を期すべき、との指摘も受けていました。



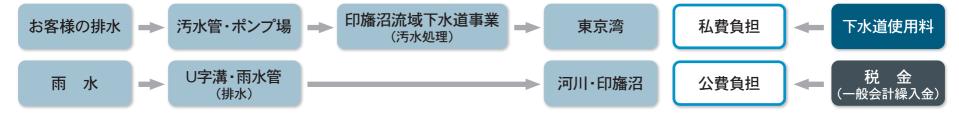
### 下水道は皆さまの下水道使用料により支えられています

私たちの日常生活の中で、下水道は雨水排除(浸水対策)と汚水処理(印旛沼等の水質汚濁防止と市民生活の環境改善)という二つの目的を持っています。

#### ●下水道事業の概要

佐倉市の下水道は、雨水と汚水を別々に処理する分流式として整備されています。

家庭から出る生活排水や事業所からの排水は、道路の下に埋設されている汚水管へ流れ、印旛沼流域下水道(汚水の共同処理を目的に、当市を含め13市町で構成)を経由して、千葉市の花見川終末処理場で浄化されてから東京湾に放流されています。 道路や宅地に降った雨水は、U字溝から道路の下に埋設されている雨水管を通り河川や印旛沼に放流しています。



#### 雨水公費・汚水私費の原則とは

雨水排除には公費(税金)が使われ、汚水処理には「受益者負担の原則」により、皆様からいただいた下水道使用料が使われます。これを「雨水公費・汚水私費の原則」と呼んでおり、全国の下水道事業もこの原則にのっとり行われています。

#### ■下水道施設(汚水施設)



志津中継ポンプ場



口径900mm污水管

#### ■下水道施設(雨水)



1500mm×1800mmの雨水管整備の様子



市内の道路冠水の様子

■下水道管の延長(平成27年度末) ····· 汚水管 640km、雨水管 177km

合計817km

(4)佐倉市の上下水道 平成29年(2017年)2月15日

#### 新下水道使用料の適用について

上下水道料金については、2カ月に1度の検針を行い、皆様にお支 払いいただいておりますが、下水道使用料の改定にあたっては、平成 29年7月1日以降の検針分から、新料金を適用いたします。

ご使用期間が平成29年7月1日をまたぐ場合は、新旧料金による 日割り計算を行います。

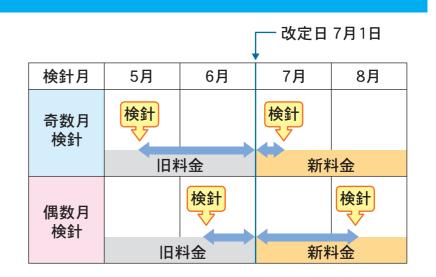
※水道メーターの検針は、偶数月・奇数月いずれかの2カ月ごとに行います。

奇数月 検針地区

●佐倉地区 ●根郷地区 ●主に臼井南部地区

偶数月 検針地区

●志津地区 ●主に臼井北部地区



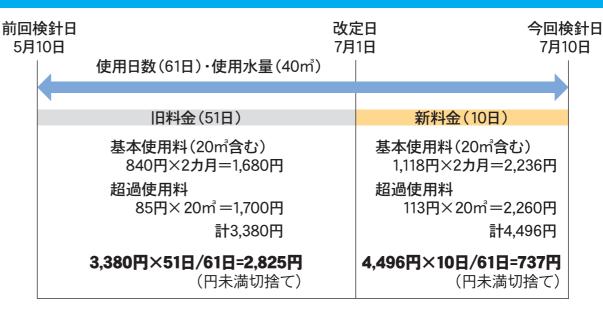
#### 日割り計算例

ご使用期間が7月1日を またぐ場合、6月30日まで の分は旧料金、7月1日以降 の分は新料金で使用日数に 応じて日割り計算をします。



#### 【日割り計算の例(2カ月分)】

前回検針日が平成29年5月10日、 今回検針日が平成29年7月10日で、 使用水量が40㎡の場合



(旧料金 2,825円+新料金 737円)×消費税率 1.08=使用料金額 3,846円 (円未満切捨て)

#### 水道料金、下水道使用料合算での比較

現在、9割以上の方が、上下水道両方をご使用され、水道料金と下水道 使用料を合算してお支払いしていただいていることから、合算した場合 の料金比較を以下の表に整理しました。

今回は、水道料金は据え置き、下水道使用料は33.1%の改定のため、 上下水道両方をお使いのかたで上下水道料金比較を合算しますと 11.6%から12.9%、下水道のみをお使いの方で33.1%の値上げとなり ます。

水	:量	現行 水道料金		現行 下水道 使用料	改定後 下水道 使用料	現行 上下水道 合算	改定後 上下水道 合算	水道と 下水道 合算の 上昇率
1カ月分	20m³	口径	2,620円	1,690円	2,248円	4,310円	4,868円	12.9%
(2カ月分)	(40m³)	13mm	(5,240円)	(3,380円)	(4,496円)	(8,620円)	(9,736円)	
1カ月分	30m³	口径	4,990円	2,740円	3,638円	7,730円	8,628円	11.6%
(2カ月分)	(60m³)	20mm	(9,980円)	(5,480円)	(7,276円)	(15,460円)	(17,256円)	
1カ月分	1,500m³	口径	420,600円	268,440円	356,618円	689,040円	777,218円	12.7%
(2カ月分)	(3,000m³)	75mm	(841,200円)	(536,880円)	(713,236円)	(1,378,080円)	(1,554,436円)	

(上段1カ月・下段2カ月:税抜)

【現行】(2カ月で40㎡ご使用の場合)↓

下水道使用料 ·············· 3,380円×1.08=3,650円 — → 4,496円×1.08= 4,855円

上下水道料金(上下合算) 8,620円×1.08=9,309円 → 9,736円×1.08=10,514円

【改定後】

【実際の検針票の例】(現行料金)

※検針票は2カ月分の上下水道使用水量です



→ 上下水道料金 合算で 11.6%から

12.9%の値上げ

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号:043-485-1191 FAX番号: 043-485-1194

E-mail: suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ: http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0 12.html